

調整給付金(不足額給付)支給確認書 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※ この届を提出された場合、宇美町において給付要件に該当するか審査の上で、記入された住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

宇美町長 殿

① 私は、「調整給付金(不足額給付)支給確認書」の送付先の変更を希望し、ここに届け出ます。

令和 7年 月 日

届出者氏名		届出者電話番号	
届出者住所			

② 代理人が、変更届を提出する場合・確認書を受け取る場合

代理人	(フリガナ) 代理人氏名		本人との関係	代理人生年月日	代理人電話番号
				大正・昭和・平成 年 月 日	
	代理人住所	〒			

上記の者を代理人と認め、下記の事項を委任します。 (委任する事項のチェック欄(□)にレを入れてください。)	本人氏名	署 名 (または記名押印)
☐ 「調整給付金(不足額給付)支給確認書送付先変更届」 ☐ 「調整給付金(不足額給付)支給確認書」の受け取り		

③ 変更後の送付先 ☐ 代理人宛送付希望 (代理人と同じ場合は、この□にレすれば、下欄の記入は不要です。)

送 付 先 宛 名	送 付 先 住 所
	〒

④ 提出書類 ※ 記入漏れ、提出書類の不備はありませんか。

☐ 調整給付金(不足額給付)支給確認書 送付先変更届 (この用紙)

☐ 本人及び代理人確認書類
※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれか一つの写し(コピー)
※ 代理人が提出・受け取りする場合は、本人と代理人の確認書類がそれぞれ一つが必要です。